

秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第49号

秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する条例

秋田市河辺総合福祉交流センター条例（平成16年秋田市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

第3条第3項を次のように改める。

- 3 第1項の規定にかかわらず、市民が保健福祉活動又は地域福祉活動に使用する場合（営利を目的とする場合を除く。）の同項の使用料は、無料とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

| 区分 | | 使用料 | |
|------|---------------|-----------|--------|
| | | 単位 | 金額 |
| 施設 | 三世代交流ホール | 1室1時間に | 3,310円 |
| | 高齢者カルチャールーム | つき | 800円 |
| | 調理実習室 | | 610円 |
| | 健康学習室 | | 550円 |
| 附属設備 | 音響設備（マイクを除く。） | 1設備1時間につき | 3,430円 |

備考 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、
使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市河辺総合福祉交流センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る同日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料および同日以後の使用に係る同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。